

国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定制度の概要

1 目的

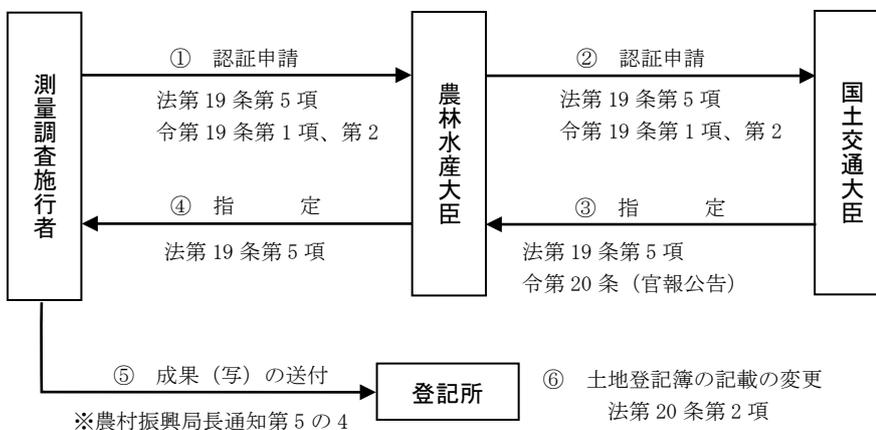
換地を伴う土地改良事業（国営又は国庫補助を受けて行うものに限る。）の確定測量については、その事業主体が国土調査法第19条第5項の認証申請を行うよう指導されているところ。

認証申請に係る事務手続の取扱については、2の手続事務のとおりであるが、その審査・指導は土地改良企画課が所管している。

2 手続事務

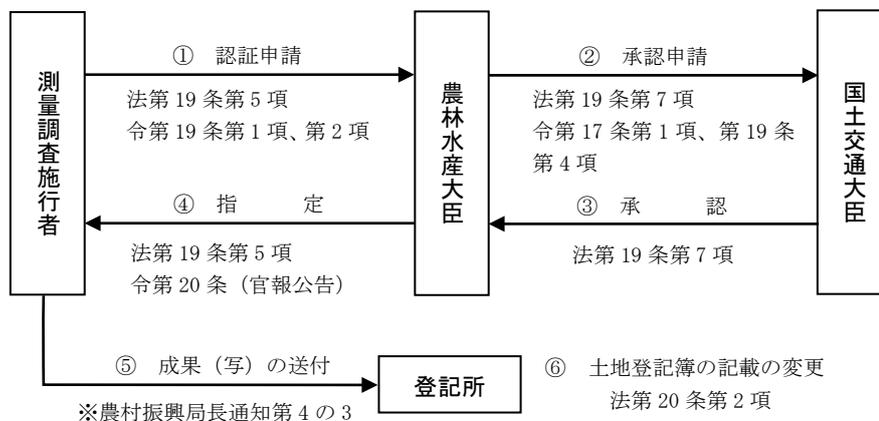
(1) 認証申請事務の流れ

1) 国の機関が施行者の場合（農村振興局長通知第5）

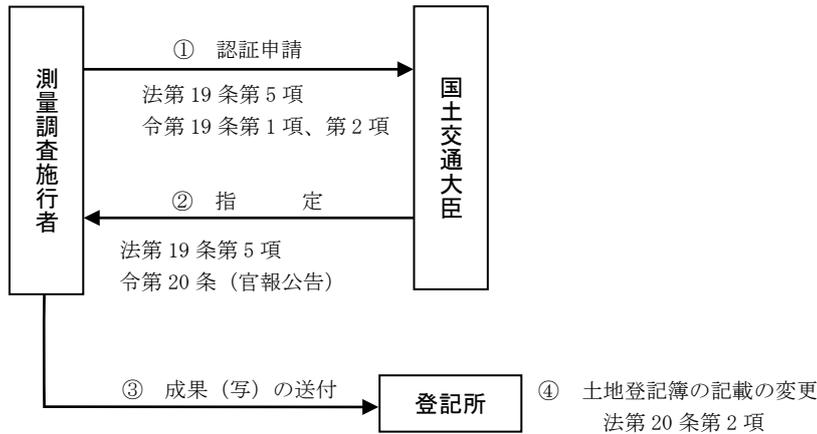


2) 国以外の機関が施行者の場合

ア 農林水産大臣へ申請する指定の手続き（農村振興局長通知第4）



イ 国土交通大臣へ申請する指定の手続き（農村振興局長通知第4の1（2）及び国交省地籍整備課長通知）



法：国土調査法（昭和26年法律第180号）

令：国土調査法施行令（昭和27年3月31日付け政令第59号）

農村振興局長通知：「国土調査法第19条第5項の成果の承認に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭和56年1月5日付け55構改B第1847号農林水産省農村振興局長通知）

国交省地籍整備課長通知：「国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について（通知）」（令和2年7月13日付け国不籍第57号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）

（2）認証申請手続

1）国営土地改良事業地区の場合（農村振興局長通知第5）

〔事業種別〕 〔発議者〕 〔審査者〕 〔報告先〕 〔申請者〕 〔指定者〕
 国営（県委託） ⇔ 都道府県知事 ⇔ 地方農政局長 ⇔ 農村振興局長 ⇔ 農林水産大臣 ⇔ 国土交通大臣
 （審査含む）

2）国営土地改良事業地区以外の地区の場合

ア 農林水産大臣へ申請する場合（農村振興局長通知第4の1（1））

〔事業主体〕 〔経由先〕 〔指定者〕 〔承認者〕
 県 営 ⇔ 地方農政局長 ⇔ 農村振興局長 ⇔ 農林水産大臣 ⇔ 国土交通大臣
 団体 営 ⇔ 知事・地方農政局長 ⇔ 農村振興局長 ⇔ 農林水産大臣 ⇔ 国土交通大臣
 （審査含む）

イ 国土交通大臣へ申請する場合（農村振興局長通知第4の1（2）及び国交省地籍整備課長通知）

〔事業主体〕 〔経由先〕 〔指定者〕
 県 営 ⇔ 知事・国土交通省地方整備局長等 ⇔ 国土交通大臣
 団体 営 ⇔ 知事・国土交通省地方整備局長等 ⇔ 国土交通大臣

3 指定の意義

- (1) 当該事業の成果の精度・正確さが、地籍調査の成果と同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであるという権威づけがなされる。
- (2) 類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、総合的に地籍の明確化を推進できる。
- (3) 地籍調査の完了後、広い範囲にわたって一筆ごとの土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果の効果が確保できる。

4 指定の対象

換地処分を伴う面工事の確定測量等で、一定の基準以上の精度または正確さを有しているものが対象となる。換地を伴う土地改良事業の確定測量もこれに該当し、その事務取扱い等については、申請手続通知に基づくところである。

5 指定の条件

(1) 測量の基準

測量が測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号。以下「令」という。）別表第 1 に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 2 条第 2 項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

測量に使用する与点は、基本三角点、国土調査法第 19 条第 2 項の規定により認証された基準点、同条第 5 項の規定により指定された基準点、測量法第 41 条第 1 項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。

(2) 測量の精度

令第 15 条で定める限度以上の誤差がないもの（観測、測定及び計算等について、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）及び同運用基準（平成 14 年 3 月 14 日付け国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）に規定するものと同様以上のものが実施されているもの）。